

職場で行う人権研修を支援しています

8月26日に、徳島県人権エンタメ集団「友輝」の中倉茂樹氏、森裕生氏を講師としてお招きし「人権を考える講演会」を開催しました。

当日は、多くの事業所の皆様にご参加いただき、ありがとうございました。

『研修は大事ということが分かりました。差別はそっとしておけば解決すると思っていましたが、それではダメということが分かりました。』

【講演会の参加者の感想から】

など、多くの感想をいただきました。



同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決のためには、事業所をはじめ市民一人一人の人権意識の高揚を図ることが大切です。

大分市では、人権研修の講師の派遣や人権啓発DVDやDVDプレーヤーの貸出など、事業所における職場研修を支援しています。人権について学んでみませんか？

詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】大分市教育委員会 人権・同和教育課 TEL:097-537-5651

夜間労働相談

職場でのトラブルを早期解決し、労使関係の安定と県内企業の発展に寄与するために、大分県労政・相談情報センターでは、今年度より、夜間相談を実施しています。

日中は相談できないという労働者や使用者の皆様からのご相談をお待ちしています。

○実施日 平成27年7月から、毎月第3木曜日に実施しています。

平成27年…11月19日(木)、12月17日(木)

平成28年…1月21日(木)、2月18日(木)、3月17日(木)

○受付時間 午後5時から午後7時まで

○相談方法 電話による相談 ・固定電話専用 0120-601-540 (フリーダイヤル)

・携帯電話やスマホ、公衆電話からは097-532-3040

【お問い合わせ先】大分県労政・相談情報センター(大分県労政福祉課)

(大分市大手町3-1-1 県庁舎本館7階) 097-506-3352

お知らせ

『ワークLIFE おおいた』は、大分市ホームページからもダウンロード(カラー版)できますので、ご利用ください。今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください！

ワークLIFE おおいた 2015年11月発行

大分市商工農政部商工労政課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
TEL:097-537-5964 FAX:097-533-9077
E-MAIL:rousei@city.oita.oita.jp
大分市ホームページからもご覧いただけます
<http://www.city.oita.oita.jp/>

ワークLIFE おおいた

第26号

2015
Nov

大分県の最低賃金が変わりました

【大分県地域別最低賃金】 1時間 694円(効力発生日:平成27年10月17日)

事業所で働く人(嘱託、臨時、パートタイマー、アルバイトを含む)に支払う賃金は最低賃金を下回ることはできません。

※産業によっては、特定(産業別)最低賃金が定められているものがあります。

※最低賃金には、「精・皆勤手当、通勤手当、家族手当」「1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)」「臨時に支払われる賃金(結婚手当など)」「時間外・深夜労働および休日労働に対する賃金」は含みません。

【お問い合わせ先】

大分労働局 労働基準部 賃金室 TEL:097-536-3215

大分労働基準監督署 TEL:097-535-1511

マイナンバー制度が始まります

平成28年1月以降、税(源泉徴収票の作成)や社会保障(雇用保険・健康保険・厚生年金保険など)の手続きで、従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

日本国内の全住民一人ひとり異なる12桁の番号が記載されたマイナンバーの「通知カード」は、全国の市区町村から委任を受けた「地方公共団体情報システム機構」が作成し、全国民へ発送されます。お手元に届くのは11月中旬以降となる見込みです。

マイナンバーの取扱いにあたっては、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

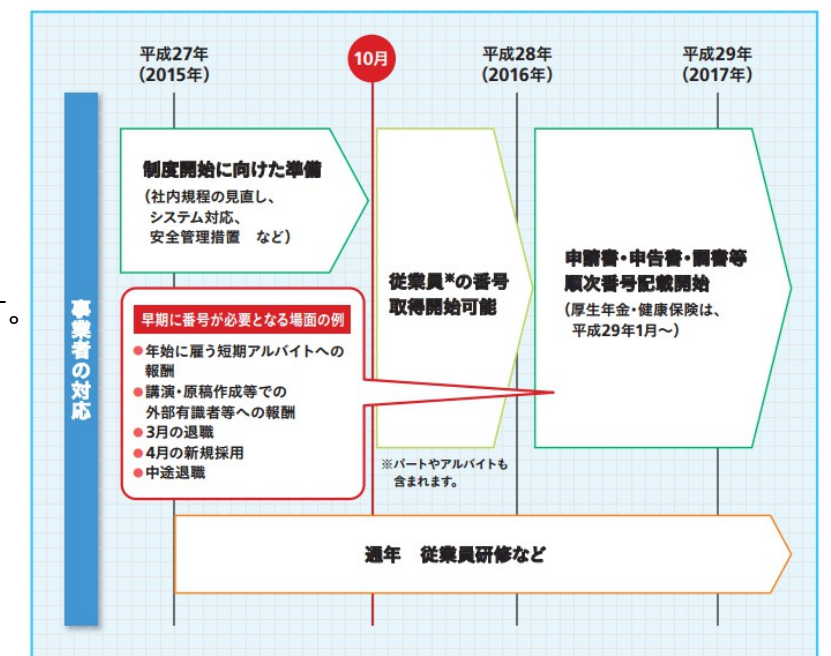
特定個人情報保護委員会 検索

法人には法人番号が通知されます。

法人番号 国税庁 検索

マイナンバーに関するお問い合わせはマイナンバーコールセンターへ

【お問い合わせ先】マイナンバーコールセンター:0570-20-0178



中小企業フレッシュマン育成支援事業

大分市では、採用されて3年以内の従業員が、職務を遂行する上で必要な技術・技能の取得・向上のための研修へ参加する場合、事業者に対して対象経費を一部補助する「中小企業フレッシュマン育成支援事業」を実施し、市内の中小企業の人材育成を支援しています。

＜対象となる従業員＞ 大分市内に勤務する採用後3年以内の正規の従業員で、入社までに、「雇用期間の定めのない従業員」として勤務実績のない方

＜対象となる研修＞ 公的研修機関が実施する研修またはそれ以外の試験研究機関、教育訓練機関、民間団体または先進的な取り組みを行っている同業種の企業が実施する技術・技能の向上に資する専門的な研修で、市外で実施され、費用を企業が全額負担し、受講期間が2日間以上であるもの

＜補助対象経費＞ 研修費、交通費、宿泊費

＜補助率＞ 補助対象経費の2分の1、上限5万円（1企業につき1年度3人まで）

事前に商工労政課への申請が必要です。詳しくは労政金融担当班までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 大分市商工労政課労政金融担当班 TEL: 097-537-5964

大分市海外バイヤー招へい補助金

海外見本市・展示会等に出展した中小企業が、そこに参加した海外バイヤーを、受注の商談を目的として招へいする場合、費用の一部を補助します。

＜補助対象経費＞ 交通費、宿泊費、通訳料

＜補助率＞ 補助対象経費の2分の1、上限50万円

＜交付申請書受付期間＞ 平成28年2月末日まで ※バイヤー招へいの30日前までに提出
詳しくは商工業担当班までご相談ください。

【お問い合わせ先】 大分市商工労政課商工業担当班 TEL: 097-537-5959

大分市中小企業見本市等出展事業補助金

中小企業が、生産・加工した商品等を販路開拓のため、市外で行われる国や地方公共団体等が主催、共催または後援する見本市等へ出展する際の費用の一部を補助します。

＜対象となる見本市等＞ 商品の受注、取引先や事業提携先の開拓を目的とした国内外で開催される見本市、展示会、博覧会等（※その場で小売りすることを主目的としたもの・広く一般に公開されていないもの・出展小間が50未満の小規模なものは補助の対象となりません）

＜補助対象経費＞ 交通費、宿泊費、商品運搬費、電気料、印刷物作成料、出展料（小間料）、小間装飾費、備品借上料、通訳料

＜補助率＞ 補助対象経費の2分の1、上限50万円

＜対象期間＞ 平成27年11月1日（日）～平成28年2月末日の間に開催されるもの

＜交付申請書受付期間＞ 平成27年12月28日（月）まで ※見本市出展の2か月前までに提出
詳しくは商工業担当班までご相談ください。

【お問い合わせ先】 大分市商工労政課商工業担当班 TEL: 097-537-5959

職場意識改善助成金（テレワークコース）のご案内

「労働時間等の設定の改善」及び仕事と生活の調和の推進のため、終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主を支援します。

テレワークは、労働者にとっては、子育てや介護をしながら、また、病気やけがの治療をしながら、自宅で働くことができるという魅力があります。一方、事業主にとっても、災害や感染症の大流行などが発生した際、従業員に自宅で働いてもらうことにより事業の継続ができるなど、大きなメリットがあります。

＜対象事業主＞ テレワークを新規で導入する中小企業事業主（試行的に導入している事業主も対象です）

＜支給対象となる取組＞

- テレワーク用通信機器の導入・運用 ※パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません
- 保守サポート料、通信費
- 労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発
- 就業規則・労使協定等の作成・変更（例）テレワーク勤務に関する規定の整備 など

＜支給額＞ <支給対象となる取組>の実施に要した経費の一部を、設定した成果目標の達成状況に応じて支給します。

＜申請書提出締切＞ 12月1日（火）

厚生労働省職場意識改善助成金（テレワークコース）：

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html

【お問い合わせ先】 テレワーク相談センター※職場意識改善助成金テレワークコースに関する申請書やお問い合わせなどの受付は、厚生労働省委託事業テレワーク相談センター事業の受託者である（一社）日本テレワーク協会により行われています。

TEL: 0120-91-6479 URL: <http://www.tw-sodan.jp/>



ストレスチェックの実施が義務になります

平成26年6月25日に労働安全衛生法の一部を改正する法律が公布され、平成27年12月1日から年1回の労働者に対するストレスチェックと面接指導の実施が事業者の義務となります。

ストレスチェックとはストレスに関する質問表に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるかを調べる検査です。

国が推奨する57項目の質問表

1. あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。	13. 仲間や貴がる	22. 睡眠や食が
2. 非常に忙しすぎる仕事をしていない	14. 何をしても達成感	23. 誰か褒
3. 時間内に仕事を処理しきれない	15. 物事に集中でき	24. 目が疲
4. 一生懸命働かなければなら	16. 気分が晴れない	25. 勤務や息切れが
5. かなり注意を集中する必要	17. 仕事に手につか	26. 胃腸の具合が悪い
6. 高度の知識や技術が必要で	18. 思いがけない	27. 食欲がない
7. からの大変な仕事だ	19. めまいがする	28. 便秘や下痢を
8. 自分のペースで仕事ができ	20. 体のふしぎが痛	29. よく眠れ
9. 自分で仕事の順番・やり方	21. 腰が重かったり腰痛が	
10. 職場の方針に自分の意見を		
11. 自分の技能や知識を仕事で		
12. 私の部署内で意見の相違		
13. 私の部署と他の部署とは		
14. 私の職場の雰囲気は良好		

厚生労働省：「ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

ストレスチェック制度サポートダイヤル：0570-031050

『ストレスチェック』実施促進のための助成金

従業員数50人未満の事業場は、当分の間努力義務となりますが、従業員数50人未満の事業場が合同で、医師・保健師などによるストレスチェックを実施し、また、ストレスチェック後の医師による面接指導などを実施した場合に、事業主が費用の助成を受けることができます。

URL: <http://www.rofuku.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1006/Default.aspx>